

一般社団法人竹駒牧野 内部規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条

- 1 この内部規程（以下「内規」という）は、一般社団法人竹駒牧野（以下「竹駒牧野」という）の定款を補完する事項を定めるものである。
- 2 この内規に定めのない事項については、一般社団法人竹駒牧野定款（以下「定款」という）及び一般社団法人並びに一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条

この内規は、竹駒牧野に適用する。

（広告の方法）

第3条

- 1 竹駒町民及び会員向けの当法人の広告は、広報「竹駒牧野」で行う。
- 2 会員向けの重要な情報は、郵送又は役員により各会員へ配布する。

第2章 会員

（会費等の負担）

第4条

定款第6条によりこの法人の入会金は、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|----------------|-----|
| （1） 入会金 | 正会員 | 1万円 |
| | 賛助会員（個人） | 2万円 |
| | 賛助会員（法人及び団体など） | 3万円 |

- ① 発足時名簿に記載されている会員は免除される。また、発足時既に退会した会員で再度入会する会員も免除される。
- ② 親世帯が会員でその子世帯が新会員として入会する際は、入会金は免除される。
- ③ 賛助会員で営利を目的としない法人及び団体は、入会金は免除される。

- （2）会 費 0円 とする。

第3章 役員

（役員の選出方法）

第5条

- 1 各地区正会員からの推薦者1名を役員候補者とし、総会の承諾をもって役員とする。但し、地区からの推薦者を得られない場合は欠員分を正会員から公募することができる。
- 2 公募により立候補する正会員は5人以上の推薦者名簿を添えて理事会へ提出する。予定定員を超えた場合は、地区選出で選ばれた役員の投票により選出する。
- 3 定員に満たない場合は速やかに役員として承諾するものとする。

4 監事は、地区から選出された役員及び公募により募集した役員の中から選任する。

（理事会の組織）

第6条 理事会を下記のように組織する。

代表理事 1 名(法的代表権及び執行権を有する)

——— 監事 2 名以内

専務理事 1 名(登記しない為、法的執行権は有しない)

常務理事 1 名(登記しない為、法的執行権は有しない)

以上 3 名をもって三役会とする。

理事 三役及び監事除き 5 名以内

*人名は、付記による。

（役員の報酬）

第7条

1 役員の報酬は次による。

- ・代表理事 8万円
- ・専務理事 6万円
- ・常務理事 6万円
- ・理事 6万円
- ・監事 6万円（理事会への出席を条件とする）

2 役員の報酬の支払いは次による。

- ①理事会への出席率が 8 割以上の場合は満額とする。
- ②理事会への出席率が 5 割以上 8 割未満の場合は5万円とする。
- ③理事会への出席率が 5 割未満の場合は3万円とする。

3 役員手当は次による。

- ・代表理事 5万円
- ・専務理事 4万円
- ・常務理事 4万円
- ・総務 3万円
- ・会計 3万円

4 役員の出役又は出張手当は次による。

理事の出役又は出張手当は打ち合わせ等労働を伴わない事をいい、出役又は出張する際はその目的を明確とし理事会の承諾又は事前に代表理事の承諾を受けたものとする。また、その結果を文書で理事会に報告し議事録に明記したものとする。

- ① 陸前高田市内での出役 半日 2,000 円、一日 4,000 円(いずれも交通費込)
- ② 気仙管内へ出張 半日 3,000 円、一日 6,000 円(いずれも交通費込)
- ③ 日帰りの出張 半日 4,000 円、一日 8,000 円(交通費は別途精算)
- ④ 宿泊を伴う出張 一日 10,000 円(交通費及び宿泊費は別途精算)

交通費の算出は、満タンに入れガソリン代等の領収書を持って精算する。領収書が無い場合の交通費の算出方法は、ヤフーマップより距離を算出し、燃料費は岩手平均ガソリン価格を調べ 距離×ガソリン単価 にて算出する。

出役手当及び出張手当の支払いは、月末締め切り翌月5日理事会にて精算する。

第4章 その他の規程

（高額な事業又は寄付などに対する総会決議を得る金額）

第8条

組織の経営に影響を及ぼす高額な事業又は寄付は総会の決議を得るものとし、その金額は300万円以上とする。

なお、300万円未満については以下の通りとする。

- ① 50万円以上300万円未満は理事会の決議を得る。
- ② 3万円以上50万円未満は代表理事の決済を得る。
- ③ 3万円未満は総務担当者の判断とする。

（香典について）

第9条

会員が死亡した場合、香典の金額は一万円とする。
ただし、代表理事経験者には、2万の供花も添える。

付則

第10条(施行日)

この内部規程は令和5年5月28日より施行します。

付則(令和6年1月25日改訂)

第10条(施行日)

この内部規程は令和6年1月26日より施行します。

付則(令和6年2月26日改訂)

第10条(施行日)

この内部規程は令和6年2月27日より施行します。

付則(令和6年8月5日改訂)

第10条(施行日)

この内部規程は令和6年8月6日より施行します。

付則(令和7年6月5日改訂)

第10条(施行日)

この内部規程は令和7年6月6日より施行します。

付記 役員名

代表理事 中野 貴徳(仲の沢)
|—— 監事(2名以内) 佐々木 金雄(細根沢)、板林 実(上壺)
専務理事 高橋 義明(下壺)
常務理事 及川 賢治(滝の里) ・総務、会計兼務
理 事 中里 修一(矢崎)
佐藤 浩之(新田、上細根)
鈴木 秀謙(館・軍見洞)
松野 裕(下沢)

専務理事、常務理事は一般社団法による法的な責任は無いものであり、よって登記上は理事扱いとする。

()内は担当地区を表す。